

別表 5 前記においての主な用語の説明

- (1)入院とは、医師による疾病あるいは傷害の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (2)精神障害とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定により、アルツハイマー病、精神分裂病、身体表現性障害などが該当します。
- (3)アルコール依存、薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類目中的分類コードF10からF19の規定により、アヘン、コカイン、大麻、揮発性溶剤、幻覚薬などが該当します。